

奈良県立医科大学医学部教育評価委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部に教育評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的等)

第2条 委員会は、医学科及び看護学科の教育課程、教育内容及び教育方法の評価等に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 学長が指名する教員及び外部委員 若干名
- 二 医学科各学年の総代
- 三 看護学科各学年の総代
- 2 前項第1号の委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は2年とする。
- 4 委員会に、委員長を置くものとし、委員会に属する委員の互選により選出する。

(委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 教育評価委員会の庶務は、教育支援課及び教育開発センターにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（平成27年6月17日）

この規程は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月2日）

この規程は、令和4年6月2日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。